



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

724	一般競争入札による落札者の決定	(情報基盤課)..... 1
725	生活保護法による指定医療機関の変更	(社会福祉課)..... 2
726	生活保護法による指定介護機関の変更	(")..... 2
727	"	(")..... 4
728	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課)..... 4
729	漁船損害等補償法の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(資源管理課)..... 5
730	一般競争入札による落札者の決定	(")..... 5
731	建設業法に基づく営業停止処分	(技術調査課)..... 5
732	道路の区域変更	(道路保全課)..... 6
733	道路の供用開始	(")..... 6

○ 公告

	和歌山県民文化会館における指定管理者の募集	(文化学術課)..... 7
	和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館における指定管理者の募集	(スポーツ課)..... 9
	和歌山県和歌山マリーナ(クルーザーマリーナ)における指定管理者の募集	(港湾空港振興課)..... 13

○ 諸報

	和歌山県市町村職員共済組合の令和5年度決算の要旨	(和歌山県市町村職員共済組合)..... 15
--	--------------------------	-------------------------

告 示

和歌山県告示第724号

令和6年度和歌山県きのくにe-ねっと構築・運用保守委託及び通信機器等賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年7月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

令和6年度和歌山県きのくにe-ねっと構築・運用保守委託及び通信機器等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部行政企画局情報基盤課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

令和6年6月28日

4 落札者の氏名及び住所

令和6年度和歌山県きのくにe-ねっとグループ

- (代表者) 西日本電信電話株式会社
大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号
- (構成員) エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス株式会社
東京都江東区豊洲三丁目3番9号
- (構成員) NTTビジネスソリューションズ株式会社
大阪府大阪市北区大深町3番1号
- (構成員) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
東京都千代田区大手町二丁目3番1号
- (構成員) 株式会社ミライト・ワン
東京都江東区豊洲五丁目6番36号
- (構成員) 富士通ネットワークソリューションズ株式会社
神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5
- (構成員) NTT・TCリース株式会社
東京都港区港南一丁目2番70号

- 5 落札金額
3,091,000,000円（うち消費税及び地方消費税の額281,000,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年5月17日

和歌山県告示第725号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年7月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	変更事項（指定事業所の所在地）		変 更 年月日
				旧	新	
岩訪新 3-29	医療法人一穂会 武用整形外科	和歌山市鳴神1005	訪問看護ステーション千	岩出市溝川274-1 パルネット岩出102	岩出市畑毛300	令和 6.5.1

和歌山県告示第726号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年7月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変 更 年月日

和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市直川565-7	ケアセンターおたっしゅ倶楽部田辺事業所	西牟婁郡上富田町生馬字救馬溪185-7	訪問看護・介護予防訪問看護	指定事業所の所在地	西牟婁郡上富田町生馬3225-19	西牟婁郡上富田町生馬字救馬溪185-7	平成27.4.1
社会福祉法人串本町社会福祉協議会	東牟婁郡串本町サンゴ台783-7	串本町古座サービスセンター	東牟婁郡串本町上野山291-4	通所介護・介護予防通所介護	主たる事務所の所在地	東牟婁郡串本町串本2367	東牟婁郡串本町サンゴ台783-7	平成28.3.1
社会福祉法人串本町社会福祉協議会	東牟婁郡串本町サンゴ台783-7	串本町社会福祉協議会古座事業所	東牟婁郡串本町上野山291-4	居宅介護支援	主たる事務所の所在地	東牟婁郡串本町串本2367	東牟婁郡串本町サンゴ台783-7	平成28.3.1
社会福祉法人高陽会	紀の川市黒土153	風倶楽部デイサービスセンター	橋本市高野口町名古曾926-1	通所介護・介護予防通所介護	主たる事務所の所在地	紀の川市上田井1020	紀の川市黒土153	平成31.4.1
社会福祉法人三養福祉会	大阪府門真市桑才町19-25	ヘルパーステーション田辺の郷	田辺市芳養松原一丁目31-10	訪問介護・介護予防訪問介護	主たる事務所の所在地	大阪府門真市桑才294-5	大阪府門真市桑才町19-25	令和元.11.16
社会福祉法人三養福祉会	大阪府門真市桑才町19-25	短期入所生活介護田辺の郷	田辺市芳養松原一丁目31-10	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	主たる事務所の所在地	大阪府門真市桑才294-5	大阪府門真市桑才町19-25	令和元.11.16
社会福祉法人三養福祉会	大阪府門真市桑才町19-25	居宅介護支援事業所田辺の郷	田辺市芳養松原一丁目31-10	居宅介護支援	主たる事務所の所在地	大阪府門真市桑才294-5	大阪府門真市桑才町19-25	令和元.11.16
社会福祉法人三養福祉会	大阪府門真市桑才町19-25	デイサービスセンター白浜日置の郷	西牟婁郡白浜町日置2037	通所介護・介護予防通所介護	主たる事務所の所在地	大阪府門真市桑才294-5	大阪府門真市桑才町19-25	令和元.11.16
社会福祉法人三養福祉会	大阪府門真市桑才町19-25	特別養護老人ホーム白浜日置の郷	西牟婁郡白浜町日置2037	短期入所生活介護・介護老人福祉施設・介護予防短期入所生活介護	主たる事務所の所在地	大阪府門真市桑才294-5	大阪府門真市桑才町19-25	令和元.11.16
社会福祉法人三養福祉会	大阪府門真市桑才町19-25	居宅介護支援事業所白浜日置の郷	西牟婁郡白浜町日置2037	居宅介護支援	主たる事務所の所在地	大阪府門真市桑才294-5	大阪府門真市桑才町19-25	令和元.11.16
和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市直川565-7	ケアセンターおたっしゅ倶楽部御坊・日高事業所	御坊市菌397-2	訪問看護・介護予防訪問看護	指定事業所の所在地	御坊市菌531-7	御坊市菌397-2	令和3.10.1
和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市直川565-7	ケアセンターおたっしゅ倶楽部御坊・日高事業所	御坊市菌397-2	訪問看護・介護予防訪問看護	主たる事務所の所在地	和歌山市里198-1	和歌山市直川565-7	令和4.6.1
和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市直川565-7	ケアセンターおたっしゅ倶楽部田辺事業所	西牟婁郡上富田町生馬字救馬溪185-7	訪問看護・介護予防訪問看護	主たる事務所の所在地	和歌山市中之島782	和歌山市直川565-7	令和4.6.1

和歌山県告示第727号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年7月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
社会福祉法人守皓会	有田市宮崎町841-1	特別養護老人ホーム田鶴苑	有田市宮崎町841-1	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	主たる事務所及び指定事業所の所在地	有田市宮崎町911	有田市宮崎町841-1	令和4.11.30
株式会社PrimaS	大阪府大阪市中央区博労町一丁目7-7 中央博労町ビル804号	プライマリリハビリテーション訪問看護ステーション那賀	岩出市今中127-6	訪問看護・介護予防訪問看護	主たる事務所の所在地	大阪府阪南市黒田382-1	大阪府大阪市中央区博労町一丁目7-7 中央博労町ビル804号	令和6.4.1
有限会社アルバ	海南市黒江715	新町調剤薬局	海南市日方1272-51 新町ビル1F	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	主たる事務所の所在地	海南市阪井955	海南市黒江715	令和6.5.21
有限会社アルバ	海南市黒江715	黒江調剤薬局	海南市船尾215-3	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	主たる事務所の所在地	海南市阪井955	海南市黒江715	令和6.5.21
有限会社アルバ	海南市黒江715	平成薬局	海南市船尾266	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	主たる事務所の所在地	海南市阪井955	海南市黒江715	令和6.5.21
有限会社アルバ	海南市黒江715	金屋調剤薬局	有田郡有田川町徳田159-1	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	主たる事務所の所在地	海南市阪井955	海南市黒江715	令和6.5.21
有限会社アルバ	海南市黒江715	粟生調剤薬局	有田郡有田川町粟生542-5	居宅療養管理指導	主たる事務所の所在地	海南市阪井955	海南市黒江715	令和6.5.21

和歌山県告示第728号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和6年7月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山北漁業協同組合の地区	和歌山市田野に住所又は根拠地を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業	田野浦底びき網

和歌山県告示第729号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、令和2年和歌山県告示第986号による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は令和6年7月16日限りで消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年7月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

加入区の名称 新庄

和歌山県告示第730号

和歌山県漁業取締船「みさき」代船建造工事について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年7月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県漁業取締船「みさき」代船建造工事 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県農林水産部水産局資源管理課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和6年7月4日
- 落札者の氏名及び住所
鈴木造船株式会社
三重県四日市市富双一丁目1番地の3
- 落札金額
610,500,000円（うち消費税及び地方消費税の額55,500,000円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年5月17日

和歌山県告示第731号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和6年7月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 処分をした年月日 令和6年7月5日

2 処分を受ける者

- (1) 商号 株式会社駒場工務店
- (2) 代表者氏名 駒場己保
- (3) 主たる営業所の所在地 日高郡日高川町大字高津尾1400番地
- (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（特-2）第7019号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

4 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業のうち、公共工事に係るもの

5 期間

令和6年7月20日から令和7年7月19日までの1年間

6 処分の原因となった事実

前代表取締役は、刑法（明治40年法律第45号）の規定に該当したことにより、和歌山地方裁判所から懲役1年6月執行猶予3年の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当すると認められる。

和歌山県告示第732号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年7月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 那智勝浦古座川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字口色川字井戸ノ坂2346番1地先から同町大字口色川字木地山3796番2地先まで	旧	4.40 } 13.90	116.75	
同上	新	10.39 } 41.09	126.92	

和歌山県告示第733号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年7月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 那智勝浦古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字口色川字井戸ノ坂2346番1地先から同町大字口色川字木地山3
796番2地先まで

供用開始の期日 令和6年7月19日

公 告

公 告

県が設置する和歌山県民文化会館における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和6年7月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 名称 和歌山県民文化会館
- (2) 所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- (3) 規模等
 - ア 敷地面積 9,353㎡
 - イ 会館 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上6階建
延床面積 15,944㎡
 - ウ 駐車場 構造 鉄骨造地上7階建
延床面積 10,589㎡
 - 型式 傾床型自走式7階8層
 - 収容台数 普通車 475台

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他和歌山県民文化会館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。5において「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県民文化会館設置及び管理条例（昭和45年和歌山県条例第36号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの

- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体(以下「公共機関」という。)の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等(団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者(個人である者に限る。))をいう。)又は従たる事務所等(当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。)の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県が課する税(延滞金等を含む。)の全税目、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(平成20年制定。以下「停止要領」という。)の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱(令和5年和歌山県告示第1000号)に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であつて、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札(指定管理者の指定を含む。)に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11)又は(12)のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
 - ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
 - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 令和6年7月19日（金）から同年8月2日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 配布場所 和歌山県企画部企画政策局文化学術課
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本課4階

(2) 現地説明会

- ア 日時 令和6年8月8日（木）午後1時30分
- イ 場所 和歌山県民文化会館 402会議室
和歌山市小松原通一丁目1番地
- ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

- ア 参加申込書の配布
- （ア）配布期間 （1）アに同じ。
- （イ）配布場所 （1）イに同じ。
- イ 参加申込書の提出方法
- （ア）提出期間 （1）アに同じ。
- （イ）提出場所 （1）イに同じ。
- （ウ）提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

(4) 申請に係る質問等

- ア 期間 令和6年8月2日（金）から同月13日（火）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 回答日 令和6年8月16日（金）予定
- ウ 注意事項
- （ア）口頭による質問には回答を行わない。
- （イ）質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

- ア 期間 令和6年8月19日（月）から同年9月3日（火）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 選定結果の通知及び公表 令和6年10月予定

(6) 指定管理者としての指定

令和7年1月上旬予定

7 問合せ先

和歌山県企画部企画政策局文化学術課
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
電話番号 073-441-2052
ファクシミリ番号 073-436-7767
電子メール e0221001@pref.wakayama.lg.jp

公 告

県が設置する和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和6年7月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設(以下「施設」という。)の概要

- (1) 名称 ア 和歌山県立体育館
イ 和歌山県立武道館
- (2) 所在地 ア 和歌山市中之島2238
イ 和歌山市和歌浦西二丁目1番22号

(3) 規模等

敷地面積 ア 10,476.40㎡
イ 2,607.08㎡

主な施設の延床面積 ア 本館 5,239.83㎡
補助館 495.00㎡
管理棟 107.00㎡
倉庫 105.00㎡
イ 武道場 697.58㎡
管理棟 132.00㎡
休養室 48.29㎡

主な施設の構造 ア 本館 鉄筋コンクリート造地上2階建て(一部地下1階)
補助館 鉄骨造平家建て(一部2階)
管理棟 鉄筋コンクリート造平家建て
倉庫 鉄骨造平家建て
イ 武道場 鉄筋コンクリート造平家建て
管理棟 コンクリートブロック造平家建て
休養室 ブロック造平家建て

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
(2) 施設の維持管理に関する業務
(3) その他和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)に記載する業務

3 指定の予定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体(複数の団体から構成される共同体(以下「コンソーシアム」という。)を含む。5において「団体」という。)とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県立体育館設置及び管理条例(昭和39年和歌山県条例第20号)第1条及び和歌山県立武道館設置及び管理条例(昭和44年和歌山県条例第11号)第1条に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
(2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
(3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
(4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したものの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全又は福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であつて、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの

- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
- イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
- ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 令和6年7月19日（金）から同年8月5日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで
- イ 配布場所 和歌山県企画部企画政策局スポーツ課
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館4階

(2) 現地説明会

- ア 日時 令和6年8月9日（金）午前10時
- イ 場所 和歌山県立体育館 大会議室
和歌山市中之島2238
- ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

- ア 参加申込書の配布
 - (ア) 配付期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 配付場所 (1) イに同じ。
- イ 参加申込書の提出方法
 - (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
 - (ウ) 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

(4) 申請に係る質問等

- ア 期間 令和6年8月13日（火）から同月26日（月）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで
- イ 回答日 令和6年9月5日（木）
- ウ 注意事項
 - (ア) 口頭による質問には回答を行わない。
 - (イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

- ア 期間 令和6年9月6日（金）から同月19日（木）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで
- イ 選定結果の通知及び公表 令和6年11月下旬

(6) 指定管理者としての指定

令和7年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県企画部企画政策局スポーツ課
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
電話番号 073-441-3690
ファクシミリ番号 073-423-1660
電子メールアドレス e0226001@pref.wakayama.lg.jp

公 告

県が設置する和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ）における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和6年7月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 名称 和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ）
- (2) 所在地 和歌山市毛見1530番地
- (3) 規模等
 - ア 敷地面積 陸域21,418㎡ 水域43,598㎡
 - イ 主な施設 クルーザークラブハウス、気象観測施設、無線施設、クルーザーボートヤード、水面係留施設（浮桟橋）、クルーザーサービスバース、上下架クレーン、クルーザープル、フォークリフト、洗艇場、施設利用者用駐車場

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ）指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。5において「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県マリーナ条例（平成7年和歌山県条例第16号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6（2）に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (4) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執

行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したものの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。

- (5) 公共の安全又は福祉を脅かすおそれがあるもの
 - (6) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
 - (7) 和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目、消費税又は地方消費税について未納があるもの
 - (8) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
 - (9) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
 - (10) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
 - (11) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
 - (12) (10) 又は (11) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
 - (13) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
 - (14) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
 - ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
 - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
 - ア 配布期間 令和6年7月19日（金）から同年8月2日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで
 - イ 配布場所 和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館8階
 - (2) 現地説明会
 - ア 日時 令和6年8月7日（水）午前10時から正午まで（荒天の場合は、同月8日（木）午前10時から正午まで）

イ 場所 和歌山市毛見1530番地（クルーザーマリーナ クラブハウス2階会議室）

ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申出書を作成し、提出すること。

ア 参加申出書の配布

(ア) 配布期間 (1) アに同じ。

(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申出書の提出方法

(ア) 提出期間 (1) アに同じ。

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 配布場所に持参すること。

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 令和6年7月19日（金）から同年8月2日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで

イ 回答日 令和6年8月6日（火）

ウ 注意事項

(ア) 口頭による質問には回答を行わない。

(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 令和6年8月9日（金）から同月28日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで

イ 選定結果の通知及び公表 令和6年11月下旬予定

(6) 指定管理者としての指定

令和7年1月中旬予定

7 問合せ先

和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課

〒640-8585 和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館8階

電話番号 073-441-3025

ファクシミリ番号 073-433-4839

電子メール e0824001@pref.wakayama.lg.jp

諸 報

和歌山県市町村職員共済組合決算公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定に基づき、令和5年度決算の要旨を公告する。

令和6年7月19日

和歌山県市町村職員共済組合
理事長 小谷 芳正

損益計算書の要旨

(単位:千円)

経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金預託金管理	経過の長期預託金管理	業務	保健	貯金	貸付
取										
負担金	5,457,154	10,685,628	587,335	77,320			152,766	187,016		
組合員保険料		7,145,230								
掛金	5,529,963		587,329					184,320		
高額医療交付金	84,364									
災害給付交付金	2,409									
育児・介護休業手当金交付金	429,509									
組合員貸付金利息										8,592
連合会交付金							66,289			58
利息及び配当金	74				3,775	0	195	287	319,132	
その他の収入	10,001						107	27	15,631	
入										
他経理から繰入金							29,149			
前年度支払準備金	700,629									
計	12,214,103	17,830,858	1,174,664	77,320	3,775	0	248,506	371,650	334,763	8,650
支										
給付金	5,685,862									
職員給与							121,289	15,448	26,262	4,724
厚生費							220	250,152	34	16
特定健康診査等費								27,689		
旅費・事務費							14,140	1,844	1,907	580
委託費							8,883	8,342	3,695	480
貸借料							2,406	1,806	2,253	560
負担金							22,614	4,019	6,417	1,333
連合会分担金							8,547	2,535		
支払利息					3,775	0			224,441	3,775
前期高齢者納付金	1,783,610									
後期高齢者支援金	1,995,700									
病床転換支援金	3									
退職者給付拠出金	25									
介護納付金	1,079,574									
連合会払込金	120,560	17,830,858	1,174,664	77,320			67,794			
連合会拠出金	536,821									
他経理へ繰入金	29,149									
その他の支出	9,026						6,178	450	1,563	136
次年度支払準備金	875,657									
前期損益修正損										
計	12,115,987	17,830,858	1,174,664	77,320	3,775	0	252,071	312,285	266,572	11,604
差引当期利益金又は当期損失金(△)	98,116	0	0	0	0	0	△ 3,565	59,365	68,191	△ 2,954

貸借対照表の要旨

(単位:千円)

資産										
流動資産	1,961,394	925,773	74,281	502	21,848	0	397,391	665,012	820,929	26,588
固定資産					344,000	0	644	1	24,389,173	678,249
資産合計	1,961,394	925,773	74,281	502	365,848	0	398,035	665,013	25,210,102	704,837
負債										
流動負債	427,533	925,773	74,281	502			1,829	11,814	22,313,307	2
固定負債	875,657				365,848	0	125,431	22,778	48,292	357,267
負債合計	1,303,190	925,773	74,281	502	365,848	0	127,260	34,592	22,361,599	357,269
純資産										
利益剰余金	658,204						270,775	630,421	2,848,503	347,568
欠損金										
純資産合計	658,204						270,775	630,421	2,848,503	347,568
負債・純資産合計	1,961,394	925,773	74,281	502	365,848	0	398,035	665,013	25,210,102	704,837